



作成日 2019/03/28
改訂日 2019/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	アクアシャッター イージーワン A材
製品コード	CE-F02-1334
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1
電話番号	03-5419-6203
FAX番号	03-5419-6268

2. 危険有害性の要約 GHS分類

健康有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1 生殖細胞変異原性 区分2 発がん性 区分1A 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 腎臓 免疫系) 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。
-------	---

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H350 発がんのおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、腎臓、免疫系の障害

注意書き 予防策

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

対応

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

保管

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)

廃棄

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
水	20～30%	H ₂ O			7732-18-5
特殊セメント	10～20%	不明			社外秘
酢酸ビニル	0.1～0.5%	CH ₂ =CHO COCH ₃	(2)-728	公表	108-05-4
石英	20～30%	SiO ₂	(1)-548	公表	14808-60-7
二酸化チタン	1.0～5.0%	TiO ₂	(1)-558	公表	13463-67-7
その他	20～40%	不明			

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表
 結晶質シリカ(法令指定番号:165の2)
 酸化チタン(IV)(法令指定番号:191)
 酢酸ビニル(法令指定番号:180)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 呼吸に関する症状が出た場合は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

水と石鹼で洗うこと。
 刺激が続くようであれば、医師の診療を受けること。
 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼に入った場合

口をすすぐこと。
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

5. 火災時の措置

消火剤
 特有の危険有害性
 消火を行う者の保護

この製品自体は、燃焼しない。
 それ自身には火災による危険有害性は無い。
 空気呼吸器、保護眼鏡、保護手袋等を着用して消火作業をする。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
 保護具及び緊急時措置

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法
 及び機材

大気拡散しないように留意する。
 漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。
 大量の場合、漏洩物を回収した後、漏洩区域を大量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

眼、皮膚に触れないように保護眼鏡、保護手袋を着用する。

安全取扱注意事項

取扱い後は、手、顔などを良く洗う。
 目や口に入ると刺激を受けることがあり、使用の際には十分気を付けること。
 内容物を故意に吸い込まないこと。
 換気の良い場所で取り扱うこと。

保管	衛生対策	眼、皮膚との接触を避けること。 取扱い後は、うがい、洗眼、手洗いを励行する。 「7. 取扱い及び保管上の注意」の項を遵守し、取扱い後は、必ず手や顔を洗い、うがいをすること。
	安全な保管条件	冷所に保管し、日光を遮断すること。 乾燥した場所又は密閉容器に保管すること。
	安全な容器包装材	最初の容器内でのみ保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
りん酸	未設定	1mg/m3	TWA 1mg/m3, STEL 3mg/m3
セメント	未設定	第2種粉塵 吸入性粉塵 1mg/m3、総粉塵 4mg/m3	吸入性粉塵 3mg/m3、総粉塵 10mg/m3
酸化カルシウム	未設定	(第3種粉塵)吸入性粉塵: 2mg/m3、総粉塵: 8mg/m3	TWA: 2mg/m3
酢酸ビニル	未設定	未設定	TWA: 10ppm、STEL: 15ppm
石英	0.025mg/m3	吸入性粉塵: 0.03 mg/m3	TWA: 0.025 mg/m3 (R)
タルク	未設定	未設定	TWA 2 mg/m3
二酸化チタン	未設定	(第2種粉塵)吸入性粉塵: 1mg/m3、総粉塵: 4mg/m3	TWA: 10mg/m3

設備対策 保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	取扱いは換気のよい場所で行う。 呼吸器保護具を着用すること。 ゴム手袋等を着用する。 ゴーグル等の保護眼鏡を着用する。 適切な保護衣を着用すること。 ゴム長靴、ゴム前掛け等
-------------	---	---

9. 物理的及び化学的性質
外観

物理的状态	液体
形状	液体(スラリー)
色	灰色
臭い	無臭
臭いのしきい(閾)値	データなし
pH	11 ~ 13
融点・凝固点	1350°C
沸点、初留点及び沸騰範囲	データなし
引火点	データなし
蒸発速度	データなし
燃焼性(固体、気体)	データなし
燃焼又は爆発範囲	データなし
下限	データなし
上限	データなし
蒸気圧	データなし
蒸気密度	データなし
比重(密度)	1.3-1.5
溶解度	水に可溶
n-オクタノール／水分配係数	データなし
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
粘度(粘性率)	データなし

動粘性率

データなし

10. 安定性及び反応性

反応性
化学的安定性
危険有害反応可能性
避けるべき条件
危険有害な分解生成物

情報なし。
アルカリ、水と反応して安定固化する。
標準的条件では危険な反応はしない。
高温
なし。

11. 有害性情報

りん酸として

急性毒性(経口)
急性毒性(経皮)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性

ラットLD50: 1530mg/kg、1250mg/kg
ウサギLD50: 2740mg/kg
ウサギ腐食性が認められている。

眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)

0.1N水溶液のpH=1.5
皮膚腐食性の情報から眼に対して腐食性があると推定される。
気道刺激性の記述がある。

酸化カルシウムとして

急性毒性(経口)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性

マウスLD50: 3059mg/kg
皮膚に対して腐食性、湿った皮膚に対して強い刺激性の報告がある。
国連分類クラス8、Ⅲ
眼に対して腐食性の記載がある。

眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
呼吸器感作性
皮膚感作性
生殖細胞変異原性

ヒト皮膚感作性: 陰性
ヒト皮膚感作性: 陰性
酵母菌による有糸分裂組み換え試験: 陰性
エームズ試験: 陰性
粉塵吸入は気道の炎症、肺炎を起こすとの記載がある。
鼻中隔の潰瘍、穿孔の報告がある。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)
吸引性呼吸器有害性

ヒトで吸引性肺炎の報告がある。

酢酸ビニルとして

急性毒性(経口)
急性毒性(経皮)
急性毒性(吸入: 蒸気)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性

ラットLD50=2,900 mg/kg
ウサギLD50=2,335 mg/kg
ラットLC50(4時間)=11.4mg/L (3,184 ppm に相当)
軽度の刺激性(ウサギ)

眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
呼吸器感作性
皮膚感作性
生殖細胞変異原性

強度の刺激性(ウサギ)

発がん性
生殖毒性

皮膚感作性あり(モルモット)
皮膚感作性あり(モルモット)
in vivo小核試験: 陰性
in vivo小核試験、染色体異常試験: 陽性
ACGIH: A3、IARC: Group 2B
ラット及びマウスの生殖毒性試験、催奇形性試験において、生殖毒性がないか、毒性学的な意義が少ない、または最小限な影響のみ誘発する結果が得られている。
ヒトにおいて呼吸器に対する刺激性が認められている。
ヒトにおいて上気道の炎症との記載、実験動物において肺炎と鼻炎、鼻腔嗅上皮の萎縮、粘液分泌腺の萎縮、鼻腔嗅上皮の扁平上皮化生と萎縮、基底細胞の過形成が報告されている。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)

石英として

生殖細胞変異原性

In vivoでは、遺伝子突然変異試験で陽性、マウス肺組織のhprt遺伝子突然変異試験で陰性、腹腔内投与によるマウス小核試験で陰性、ヒトリンパ球の染色体異常試験、姉妹染色分体交換試験で陽性、ラット肺、末梢血を用いた酸化DNA傷害試験で陽性又は陰性、ラット肺上皮細胞のDNA切断試験で陽性である。また、哺乳類培養細胞の遺伝子突然変異試験で陽性、陰性の結果、哺乳類培養細胞の小核試験で陽性、陰性の結果、染色体異常試験、姉妹染色分体交換試験で陰性である。以上より、

発がん性

ガイドランスに従い、区分2とした。
IARC:グループ 1、日本産業衛生学会:第1群、NTP:K に分類されていることより、区分1Aとした。ヒトにおいて、呼吸器、自己免疫疾患、腎臓への影響が確認されている。したがって、区分1(呼吸器、免疫系、腎臓)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

二酸化チタンとして

急性毒性(経口)

ラットLD50: > 20000mg/kg

急性毒性(経皮)

ウサギLD50: > 10000mg/kg

急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)

ラットLC50:>6.82mg/L/4h

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

ウサギ:slightly irritating

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

ウサギ:mild

呼吸器感作性

皮膚感作性:ヒトのパッチテストで陰性

皮膚感作性

皮膚感作性:ヒトのパッチテストで陰性

生殖細胞変異原性

マウスin vivo小核試験:陰性

発がん性

マウス染色体異常試験:陰性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

IARC:グループ3、ACGIH:A4

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

ヒュウムは気道を刺激する

職業暴露で塵肺症の報告がある

12. 環境影響情報

酸化カルシウムとして

水生環境有害性(急性)

魚類(コイ)96時間LC50=1070mg/L

水生環境有害性(長期)

難水溶性でない。

酢酸ビニルとして

水生環境有害性(急性)

魚類(ヒメダカ)96時間LC50=2.39mg/L

水生環境有害性(長期間)

急速分解性があり、かつ生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=0.73)。

石英として

水生環境有害性(急性)

非晶質シリカを用いて試験されたデータで、甲殻類(オオミジンコ)の24時間LL50 > 10,000 mg/L、魚類(ゼブラフィッシュ)の96時間LL0 = 10,000 mg/L(いずれもSIDS, 2013)であることから、区分外とした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報
Marine Pollutant
Transport in bulk
according to
MARPOL
73/78, Annex II ,and
the IBC code

該当しない
Not applicable
Not applicable

国内規制

航空規制情報
陸上規制
海上規制情報
海洋汚染物質
MARPOL 73/78 附
属書II 及びIBC コー
ドによるばら積み輸
送される液体物質
航空規制情報

該当しない
該当しない
該当しない
非該当
非該当
該当しない

15. 適用法令

化審法
労働安全衛生法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57
条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57
条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第
指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)

水質汚濁防止法
消防法
大気汚染防止法

非危険物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質
(中央環境審議会第9次答申)
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から
都道府県への通達)

海洋汚染防止法

危険物(施行令別表第1の4)
有害でない物質(施行令別表第1の2)
有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

外国為替及び外国貿易法
特定有害廃棄物輸出入
規制法(バーゼル法)
水道法

輸出貿易管理令別表第1の16の項
廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規
定するもの(平10三省告示1号)
有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令
101号)

じん肺法

法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業

16. その他の情報

記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基
づいて作成しておりますが、記載データや評価に関
しては、いかなる保証もなすものではありません。
また、注意事項は通常取扱いを対象としたもの
ですので、特別な取扱いをする場合には新たに用
途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い
願います。